

# Colonia Narbo Martius の建設年代をめぐって

はつめじ

山本晴樹

プリニウス(大)の『博物誌(Naturalis Historia)』に次の言葉がある。

Narbonensis provincia appellatur pars Galliarum quae interno mari adluitur, . . . agrorum cultu, virorum morumque dignatione, amplitudine opum nulli provinciarum postferenda breviterque Italia verus quam provincia (■ 31) .

「地中海によって洗われているガリアの部分は属州ナルボネンシスと呼ばれている。…農業において、人々と慣習の名声において、富の豊かさにおいて、いかなる属州の後にも置かるべきではない。即ち、そこは属州というよりもむしろイタリアである。」(傍点は筆者)

この言葉は属州ナルボネンシスの帝政初期における繁栄を伝える言葉として夙に有名である。それにしても彼の地の一体何がプリニウスにかかるまでのイタリアとの親近性を懐かせたのであろうか。総じていえばそれは、この地の広範な都市化(ローマ化)であったと思われる。

属州ナルボネンシスの都市化<sup>①</sup>(ローマ化)はその名の由来である colonia Narbo Martius の建設をもって開始さ

れる。この地では前一二五年から前一二二年にかけて Cn. Domitius Ahenobarbus による征服戦争が行われたが、colonia Narbo Martius の建設は明らかにその結果であった。<sup>(2)</sup>

Colonia Narbo Martius はイタリア外に建設されたローマ市民植民市 (colonia civium Romanorum) としては C. Gracchus 期の Junonia (カルタゴ) に次ぐものであった。<sup>(3)</sup> しかし、周知のように Junonia の建設は元老院の反対によつて中止をなしてしまつた。<sup>(4)</sup> 従つて、colonia Narbo Martius が事実上最初のイタリア外の市民植民市になつたわけである。このことから colonia Narbo Martius の建設に関しては様々な角度から研究が積み重ねられてきた。<sup>(5)</sup> 本稿では特に colonia Narbo Martius の建設年代をとりあげる。

—

Colonia Narbo Martius の建設年代を示す史料としては従来、Velleius Paternulus の *Historiae Romanae* (I 15, 5) がとりあげられて来た。

… Narbo autem Martius in Gallia Porcio Marcioque consulibus abhinc annos circiter centum quadraginta sex deducta colonia est.

「… しかつながら Narbo Martius はガリアにおちつて Porcius と Marcus がコンスルの時 (前一一八年)、今からおよそ一四六年前に建設されたコロニアである。」

この Porcius と Marcus とは、<sup>(6)</sup> 王權を握る M. Porcius Cato と Q. Marcus Rex のことであり、<sup>(7)</sup> 通常はコンスルの時とは前一一八年のことである。<sup>(8)</sup> 従つて、Velleius にある colonia Narbo Martius の建設は前一一

八年のこととなる。

Velleius のこの記述はこれまでほとんど疑われることなく受け入れられてきた。ところが、ローマの植民市研究<sup>(7)</sup>が進展するにつれて、Velleius の史料的価値に疑問が出され、colonia Narbo Martius の建設年代である前一一八年についても疑いが出されるようになった。H. B. Mattingly もその疑問を提出した一人である。<sup>(8)</sup>

Mattingly は colonia Narbo Martius の建設の事情を伝える史料として Cicero, Brutus 43, 159ff. に注目する。<sup>(9)</sup> Cicero はこの箇所では L. Licinius Crassus の経歴を述べているわけであるが、以下のような内容である。

Versatus est in omni fere genere causarum; mature in locum principum oratorum venit.

「彼 (L. Licinius Crassus) はほとんど全ての種類の訴訟に従事した。彼は若くして演説家の第一人者の地位に達した。」

まずここでは Crassus の多方面にわたる訴訟活動と、若年における名声の獲得が述べられる。そして以下具体的な活動の記述には入るわけである。

Accusavit C. Carbonem, eloquentissimum homini admodum adulescens; summam ingeni non laudem modo, sed etiam admirationem est consecutus.

「まさに青年の時、彼は最も雄弁な人 C. Carbo を告発した。彼は天才という最高の賛辞ばかりでなく賞賛をも獲得した。」

Crassus が C. Carbo を告発したのは前一一九年であるから、<sup>(10)</sup>「まさに青年の時 (admodum adulescens)」というのは、彼の生年<sup>(11)</sup>から計算すれば二十一才を指す。

Defendit postea Liciniam verginem, cum annos XXV II natus esset; in ea ipsa causa fuit eloquentissimus

orationisque ejus scriptas quasdam partis reliquit.

「その後二七才の時 Vesta の巫子 Licinia を弁護した。この訴訟で彼はまわめて雄弁であり、演説のある部分を書き物にして残した。」

Crassus が Licinia を弁護したのは、文中からも明確なように、彼の二七才の時であるので前一一三年のことである。これに続く箇所が、問題の colonia Narbo Martius の建設に係わる箇所である。

Voluit adolescens in colonia Narbonensi causae popularis aliquid attingere eamque coloniam, ut fecit, ipse deducere; exstat in eam legem senior, ut ita dicam, quam aetas illa ferebat oratio.

「青年の時、彼は colonia Narbonensis に関して populares (民衆派) のために何らかのことに携わり、その colonia を建設することを希望し、事実そう行った。この lex (法) に対しては、彼の年令がもたらすよりも言わば年老いた演説が残っている。」

ここでは Crassus が「青年の時 (adolescens)」に、colonia Narbonensis (= Narbo Martius) の建設に係わったこと、そしてその際有名な演説を行ったことが述べられている。もし Velleius に従えば「青年の時」は前一一八年を指すことになり、Crassus 二二才の時である。

Multrae deinde causae, sed ita tacitus tribunatus, ut nisi in eo magistratu cenavisset apud praecorem Granium idque nobis narravisset Lucilius, tribunum plebis nesciremus fuisse.

「その後多くの訴訟に従事した。しかし非常に寡黙な tribunus であったので、もしその公職の間に、布告吏 Granius の所で晩餐を取らなかったならば、そして Lucilius が彼のことを我々に二度語らなかったならば、我々は彼が tribunus plebis であつたことを知らなかつたであらう。」

Cicero は Crassus がその後も活発に訴訟活動を行ったことを述べ、そして彼の *tribunus plebis* 職について述べている。Crassus が *tribunus plebis* 職に就いたのは前一〇七年のことである。<sup>(13)</sup>

次に Cicero, Brutus 43, 159ff. を見てみると、あることに気づかれる。即ち、問題の *colonia Narbo Martius* の箇所を別として、それ以外は年代順に記述されていることである。C. Carbo の告発 (前一九年)、Licinia の弁護 (前一一三年)、*colonia Narbo Martius* の建設 (前一一八年)、*tribunus plebis* 職 (前一〇七年)。

H. B. Mattingly が指摘するのと同じことであつた。彼は Cicero が Brutus 43, 159ff. の箇所を年代順に記述していると解釈し、*colonia Narbo Martius* の建設を前一一八年に位置づけることに疑問を投げかける。

彼はまた文中の「まさに青年の時 (*admodum adulescens*)」と「青年の時 (*adulescens*)」という用語法の違いに注目する。というのも前一一八年が *colonia Narbo Martius* の建設の年とするならば、二つの表現の間にはわずか一年しか間隔がないことになり、「まさに (*admodum*)」という用語法は不自然になるからである。そして彼は前一一八年に建設されたとしても、Crassus は二二才の時ということになり、植民市建設という大任を果たすにはあまりにも若すぎることを指摘した。

このような疑問から H. B. Mattingly は *colonia Narbo Martius* の建設年代を前一一八年よりも後に位置づけた。以後前一一八年説は大きく動揺するわけである。

## 二

しかしながら、一九七一年に B. Levick は前一一八年説の有効性を再度提起した。<sup>(14)</sup> 女史の論点は多岐にわたるが、

中心的には Cicero, Brutus 43, 159ff. の解釈をめぐるものであった。女史はこの箇所を詳細に検討し、Crasus の経歴に関する Cicero の叙述は必ずしも年代順に並べられていないことを指摘した。

Levick は ~~も~~ Cicero, Brutus 43, 159 の冒頭の文 *Versatus est in omni fere genere causarum* (彼はほとんど全ての種類の訴訟に従事した) に注目する。そしてこの文の内容は *Multae deinde causae* (その後多くの訴訟に従事した) まで含むと解釈した。従って、その間の C. Carbo の告発、Licinia の弁護、colonia Narbonensis に関する訴訟は年代順に述べられたものではなく、訴訟の種類を述べたものと理解したわけである。即ち C. Carbo の告発と Licinia の弁護は法廷の場で争われた訴訟であるのに対して、colonia Narbonensis に関する訴訟の方は法廷の場というよりも政治の場で争われた訴訟であったと分類するのである。それ故に H. B. Mattingly が指摘する ~~ような~~ Licinia の弁護と colonia Narbonensis に関する訴訟との間の時間的前後関係は設定される必要はなくなる。

また *admodum adolescens* と *adulescens* の用語法の違いも Levick にあつては時間的経過を示すものではなく、Crasus の若さを強調するために用いられたものと理解されている。というのも *159* 冒頭の *Versatus est*... に続く文に *mature in locum principum oratorum venit* (彼は若くして演説家の第一人者の地位に達した) とあり、それ以下の文が、前述の如く訴訟の種類を述べたものであるのと同様、Crasus の若年における活躍を強調したものと考えられるからである。それ故に Levick は *admodum adolescens* と *adulescens* の用語法上の違いは時間的懸隔を表わすものではなく、むしろ逆に近接を表わすものとしている。

また Levick は Crasus が二二才という若々にも拘らず *colonia Narbo Martius* の建設に指導的役割を果たしたことをこのことに関連つけている。女史は文中の *senior, ut ita dicam, quam aetas ferebat oratio* (彼の年令

がもたらすよりも、言はば年老いた演説) という表現からも、Crassus の若さがうかがわれると指摘した。更に、*colonia Narbo Martius* の建設は C. Gracchus の失脚の直後という状況の下、イタリア外に建設されるということから、元老院の強い反対に会った経緯があった故、通常の手続きはとられなかった。Levick はこのような異常な状況の下においては、若年の者に植民市建設の主導権が委ねられる可能性は充分にあったとしている。

Levick は以上のような論拠をもとに前一一八年説を再評価したのであった。これを受けて一九七六年に E. Hermon は前一一八年説の有効性を更に強化することになる。<sup>16)</sup>

Hermon は Levick 説をおおむね受け入れ、二、三の補足を付け加えている。まず女史は Levick が批判した H. B. Mattingly 説の欠陥を指摘する。女史によれば、Mattingly は *colonia Narbo Martius* の建設に密接に関連する *via Domitia* の建設という事実を見落としているというのである。

*Via Domitia* は周知のように、Gallia 南部を平定した Cn. Domitius Ahenobarbus によって建設されたものである。この街道の里程標 (*milliarium*) の一つとして Cn. Dom. Ah. Imperator XX という銘をものが発見されている。<sup>16)</sup> Hermon はこの里程標の設置時期を銘中の *imperator* という用語から少くとも前一一二一年以降と推定した。また同じく銘中の XXX という数字は当時の中心城市から設置場所までの距離を表わすものであるから、この里程標の設置以前に既に中心城市の建設が前提されていなければならないわけであるので、*colonia Narbo Martius* の建設時期が大きな意味をもってくるわけである。Mattingly はこのような重大な事実を見落したのであった。従って Hermon は Mattingly 説に一つの欠陥を見るのである。

次に Hermon は *colonia Narbo Martius* の建設に対する元老院の反対について言及している。女史によれば、元老院の反対は植民市建設そのものに向けられたのではなく、建設地としてイタリア外の地 *Narbo Martius* が選ばれ

たこと、植民市建設が *populares* (民衆派) の主導の下に進められたことに對して向けられたのであった。

Hernon はこのような補足を行い、結論として、現時点では前一一八年說に對する積極的の反証を提示しえない以上この說を承認せざるをえないとしている。

かくて、H.B.Mattingly によつて否定されたかに見えた *colonia Narbo Martius* 前一一八年建設說は、B.Levick、E.Hernon によつて再び有効性を取りもどしたといえる。

### おわりに

E.Hernon の研究以降前一一八年說を揺るがすものは出ていない。Colonia Narbo Martius が前一一八年に建設されたことはほぼ定着したと言えるであろう。因みに、*colonia Narbo Martius* の歴史研究を大成したと思われる M. Gayraud<sup>(17)</sup> においても、前一一八年說は受け入れられている。ただ Gayraud は *colonia Narbo Martius* の *centuriatio* を詳細に検討した結果、建設は一挙に行われたものではなく、段階的なものであったことを実証した。<sup>(18)</sup> いずれにせよ、*colonia Narbo Martius* の都市としての基礎は前一一八年に置かれたと見て間違いないであろう。その後この植民市は屬州ナルボネンシスの中心都市として發展していくことになる。

### 註

(1) 屬州ナルボネンシスの都市化の研究史は R.Chevallier, *Gallia Narbonensis. Bilan de 25 ans de recherches historiques et archéologiques, in: Aufstieg und Niedergang der römischen Welt, hrsg. von H. Temporini, Berlin-New York, 13(1975), pp. 686-828.*

- (2) Ch. Ebel, *Transalpine Gaul. The emergence of a Roman Province*, Leiden, 1976, pp. 75-92.
- (3) ローマ市民権市民権法の体系的整理を E. Kornemann, s.v. *coloniae*, in: *RE*. IV (1900) col. 511-588.
- (4) Appian. *Pun.* 136, b. c. I 24.
- (5) 紀元前 2 世紀 M. Gayraud, *Narbonne antique des origines à la fin du IIIe siècle*, Paris (1981), esp. pp. 119-168.  
(巻末)
- (6) A. E. Samuel, *Greek and Roman Chronology*, München 1972.
- (7) ローマ市民権市民権法 E. T. Salmon, *Roman Colonization under the Republic*, London 1969 以後増補・改定版の出版を  
要記せよ。
- (8) H. B. Mattingly, *The foundation of Narbo Martius*, *Hommages à A. Grenier*, 1962, pp. 1159-1171. ditto,  
Note on some Roman republican moneyers, *Num. Chron.* IX (1969) pp. 95-105.
- (9) Cicero, *Brutus* に対する Crassus に対する C. V. Sumner, *The Orators in Cicero's Brutus: Prosopography  
and Chronology*, University of Toronto Press 1973, pp. 94-97.
- (10) N. Häpke, s.v. *Licinius* (Crassus 59), in: *REXXV* (1926) col. 254.
- (11) Crassus の生前に西○並びに Cic. *Brutus* 43, 161.
- (12) Cf. Cic., *pro Cluentio* 51, 140; *de oratore* II 55, 223; *Quintilianus*, *Institutio Oratoria* VI 3, 44.
- (13) N., Häpke, *op. cit.* col. 257.
- (14) B. Levick, *Cicero, Brutus 43, 159ff. and the Foundation of Narbo Martius*, *The Classical Quarterly*, N.S., XXI 1  
(1971) pp. 170-179

- (15) E.Hermon, La date de la fondation de la colonie Narbo Martius en Gaule Narbonnaise, *Revue historique de droit français et étranger*, LIV(1976) pp.229-238.
- (16) Cf. P.M.Duval, A propos du milliaire de Ch.Domitius Ahenobarbus trouvé dans l'Aude en 1947, *Gallia* V II (1949) pp. 207-231.
- (17) 註(5)参照
- (18) M.Cayraud, *op.cit.*, pp. 204-205.

〔付記〕 本稿は一九八七年度日本西洋史学会古代史部会（於熊本大学）において口頭発表したものに手直しを加えたものである。この口頭発表において筆者は前一一八八説に対する疑問を新たためて提起したわけであるが、その後の検討の結果、やはり前述の如く前一一八八説の妥当性を認めざるを得なかった。なお *colonia Narbo Martius* の建設に関しては、古銭学の立場からの研究も欠かせないわけであるが、今回は全く触れることができなかった。